

## 4 保育を利用できる時間帯

**【保育標準時間】** フルタイム就労などが対象。各施設や事業者の開所（園）時間（延長保育開所（園）時間を除く。）の範囲内で、1日最大11時間までの保育を利用できます。

**【保育短時間】** パートタイム就労などが対象。各施設や事業者が設定する保育短時間の受入時間帯（8時間）の範囲内で、1日最大8時間までの保育を利用できます。

※保育短時間の受入時間帯は、開所（園）時間内（延長保育開所（園）時間を除く。）で設定されます。

※各施設や事業者の開所（園）時間や保育短時間受入時間帯については、各区役所保健福祉課にてご確認ください。

<保育を利用できる時間帯の例>

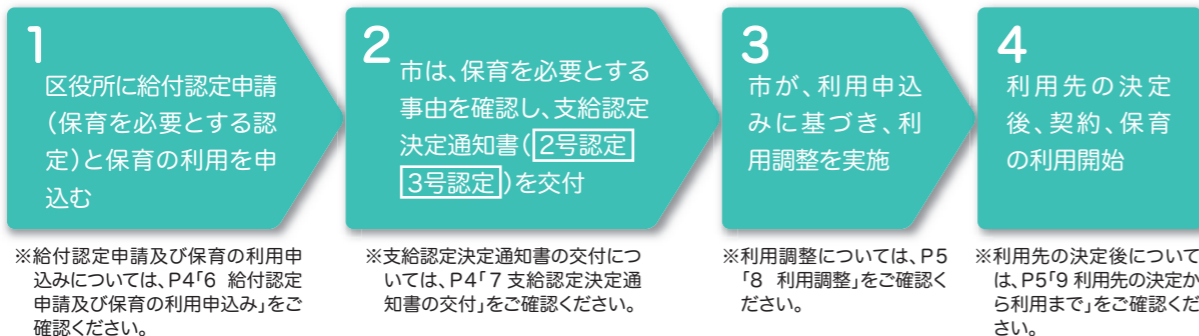
※以下の例は、開所（園）時間（延長保育開所（園）時間を除く。）が11時間あり、かつ18時以降の延長保育を実施している保育所の場合で、各施設が設定する保育短時間の受入時間帯を9時～17時と設定している場合のものであります。



延長保育について…

保育を利用できる時間帯（上記のとおり）を超えて保育を利用する場合は、延長保育①②の扱いとなります。利用にあたっては、保育料とは別に、延長保育①②それぞれの利用料が必要となります。詳しくは、P10「延長保育」をご確認ください。

## 5 保育の利用手続きの流れ



## 6 給付認定申請（2号認定 3号認定）及び保育の利用申込み

(1) 給付認定申請（2号認定 3号認定）及び保育の利用申込みは、お住まいの区の区役所保健福祉課にて受付しています。次の申請期間内に、必要書類を提出してください。

- 5月～1月からの保育の利用を希望する場合  
利用を希望する月の前月15日まで ※15日が閉庁日のときは、その前開庁日まで
  - 2月からの保育の利用を希望する場合  
1月上旬まで ※締切日は年度によって異なります。
  - 3月からの保育の利用を希望する場合  
1月下旬まで ※締切日は年度によって異なります。
  - 次年度4月からの保育の利用を希望する場合  
1次申込み（1次調整から対象となり、利用先が決定しない場合は、自動的に2次調整の対象となります。）  
11月1日から1月下旬まで ※11月1日が閉庁日のときは、その後開庁日から  
2次申込み（2次調整から対象となります。）  
1次申込みの締切日翌日から3月上旬まで  
※締切日は年度によって異なります。
- ※日程については、変更になることがあります。  
※現在未定のスケジュールについては、決定次第お知らせします。

※保育の利用申込みの対象となる施設や事業は、保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）です。  
※事業所内保育の従業員枠の利用を希望する場合は、当該事業所でも申請を行うことができます。  
※認定こども園（保育部分）の利用を希望する場合は、別途、園に入園願書を提出してください。（願書の配布等については、直接、園までお問い合わせください。）

(2) 申込に必要な書類は以下のとおりです。（申請書等の用紙は、各区役所保健福祉課にて配布しています。）

- 教育・保育給付認定申請書 兼 利用調整申込書（児童1人につき1枚）  
※申請書には申請者、児童及び世帯員全員のマイナンバーの記入が必要です。また、提出の際には、申請者のマイナンバーが確認できる書類及び運転免許証など顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。
- 保育を必要とする証明書（就労証明書）  
※高校生を除く16歳以上65歳未満の同居親族等の全員分が必要です。  
※就労証明書には、状況に応じて、診断書等の添付書類が必要となる場合があります。
- 母子健康手帳（保育利用希望児童の4か月、7か月、1歳6か月、3歳児健康診査の記録があるもの）
- 保育料口座振替依頼書・自動払込利用申込書 [3号認定]  
※市外からの転入者は、市町村民税額のわかる証明書類を提出してください。  
※保護者等の状況により、提出していただく書類が異なります。詳しくは、お住まいの区の区役所保健福祉課までお問い合わせください。  
※必要書類が揃わない場合は、受付ができないことがあります。

## 7 支給認定決定通知書（2号認定 3号認定）の交付

(1) 市は、提出された書類などで保護者の状況等を確認し、保育を必要とする状態にあると認定した場合は、支給認定決定通知書を交付します。  
(2) 給付認定にあたっては、以下の事項を決定し、支給認定決定通知書に記載します。（詳しくは、P1～2をご確認ください。）

- 区分：子どもの年齢に応じて、給付認定の区分を決定します。  
2号認定 保育を必要とする満3歳以上の子ども  
3号認定 保育を必要とする満3歳未満の子ども
  - 保育必要量：保育を必要とする事由及びその状況に応じて、保育を利用できる時間を決定します。  
保育標準時間 1日最大11時間までの保育を利用可能  
保育短時間 1日最大8時間までの保育を利用可能
  - 有効期間：保育を必要とする事由に応じて、保育を利用できる期間を決定します。
- (3) 「支給認定証」は、平成30年4月から任意交付となっています。  
「支給認定証」の交付を希望する場合は、支給認定証交付申請書の提出が必要です。